平成30年10月5日

毎週月.水.金曜日発

第 4409 号

告 示 ○指定障害福祉サービス事業者の指定 ○土地改良区の定款変更の認可	1 2
教育委員会告示 ○富山県指定有形民俗文化財の指定 ○富山県指定天然記念物の指定解除	
公告	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	3
○県有財産に係る一般競争入札の実施	4
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	7
監査委員公告	
○監査の結果の公表	8

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第425号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり 指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成30年10月5日

富山県知事 石 井 隆

指定障害福	指定年月	指定年月 事業所番号	申請者		事業所	
の種類	日	学 未川田 5	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支 援B型	平成30年 10月1日	1612000255				南砺市院林 82番地 1

富山県告示第426号

十地改良区の定款変更の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和 24年法律第 195号) 第84条において準用する第30条第2項の規定により、平成30年 9月25日認可した。

平成30年10月5日

富山県知事 石 井 隆

富山県教育委員会告示第2号

富山県指定有形民俗文化財の指定について

富山県文化財保護条例(昭和38年富山県条例第11号)第4条第1項の規定により 次の文化財を富山県指定有形民俗文化財に指定した。

平成30年10月5日

富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克 人

種 別	名 称	所在地
民俗文化財	立山曼荼羅	富山県中新川郡立山町芦峅寺93-1 (富山県立山博物館) 富山市茶屋町206-3 (富山県立図書館)

(教・生涯学習・文化財室)

富山県教育委員会告示第3号

富山県指定天然記念物の指定解除について

富山県文化財保護条例(昭和38年富山県条例第11号)第6条第1項の規定により 次のとおり富山県指定文化財の指定を解除した。

平成30年10月5日

富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克 人

種 別	名 称	所在地	所有者	備考
天 然 記念物	運源寺の大カエデ	富山県高岡市滝 168-1	運源寺	昭和44年 10月2日指定

(教・生涯学習・文化財室)

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年10月5日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地 戸出ショッピングタウン 高岡市戸出町四丁目2111番地 ほか17筆
- 2 店舗を設置する者 アルビス株式会社
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名
 - (変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 代表 取締役社長 大森 実
 - (変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 代表 取締役 池田 和男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 代表

取締役社長 大森 実 ほか2

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 代表 取締役 池田 和男 ほか2

- 変更の日 平成30年5月11日 4
- 変更の理由 代表取締役交代のため
- 届出の日 平成30年9月25日 6
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成30年10月5日から平成31年2月5日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで きる。

(1)氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事 項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告します。

平成30年10月5日

富山県知事 石 # 隆

1 入札に付する物件

入札物件の所在地	樹種	本数	立木材積	口数
富山県南砺市	スギ	1,521本	1,767.948立方メートル	
真川 (治水)	ヒノキ	1,113本	570.196立方メートル	1口
県営林	計	2,634本	2,338.144立方メートル	

- 2 入札口数 1口
- 3 入札方法 出場入札

4 入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材(素材(薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。)、製材、 特殊用材(集成材等)及び木材チップ)の生産又は販売を業とする者とします。

ただし、地方自治法施行令第 167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加 することができない者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者 で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他 の使用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

- 5 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所
 - (1) 日時

平成30年10月5日(金)から平成30年10月25日(木)まで(日曜日、土曜日及 び祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386 (直通)

- 6 入札保証金に関する事項
 - (1) 入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出した富山市内を支 払場所とする小切手により 400,000円を入札保証金として入札執行日の受付時 間内に納めなければなりません。
 - (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以 外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。
- 7 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 受付時間 平成30年10月26日(金)午前10時15分から午前10時55分まで指定 の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、入札を 棄権したものとして取り扱います。
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過 去2年以内の富山県内における営業実績を証する書類(決算書、木材取引に係 る契約書の写し等)を提出してください。

(3) 入札及び開札の日時 平成30年10月26日(金)午前11時

- (4) 場所 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館1階入札室
- 8 入札の無効に関する事項

富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

- 9 入札書記載上の留意事項
 - (1) 入札は通算2回まで行うので、入札書2部を準備してください。
 - (2) 入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載願います。

10 現地下見案内

- (1) 現地下見案内に参加を希望する場合は、平成30年10月11日 (木) までに(2)に 連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。
- (2) 連絡先 砺波農林振興センター森林整備課林政・普及班 電話番号 076-332-8131
- (3) 集合場所 城端ダム管理事務所駐車場 (南砺市上原字大仏島地内)
- (4) 集合日時 平成30年10月12日(金)午後2時
- 11 契約の締結及び代金納付
 - (1) 契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して5日以内、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日の翌日から起算して30日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。
 - (2) 契約保証金は400,000円とし、契約締結と同時に納付することとします。

12 その他

- (1) 現地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令

及び富山県会計規則の定めるところによります。

13 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386 (直通)

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による特定非 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同 法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月5日

富山県知事 石 # 隆

- 1 申請のあった年月日 平成30年9月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あわすの
- 3 代表者の氏名

荻原 孝夫

- 4 主たる事務所の所在地 富山県富山市本宮字薄波割1868番地
- 5 定款に記載された目的

この法人の目的は、粟巣野地域の中核施設である粟巣野スキー場の運営等を担 い、龍神の滝や百間滑等の優れた景勝地と立山信仰や越中塩の道にまつわる文化 史跡等の残る当該地域の荒廃を防ぐとともに、その良好な環境を守り、あわせて 同スキー場周辺において多様なスポーツの振興と来訪者の利便を図ることとする。

監査の結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第4項及び第7項の規定に基づき、 平成30年8月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表す る。

平成30年10月5日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明 富山県監査委員 五十嵐 務 富山県監査委員 髙 平 亮 富山県監査委員 伊東 尚志

監査年月日

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

年8月24日 年8月20日 年8月7日 年8月9日
年8月7日
年8月9日
年8月20日
年8月8日
年8月9日
年8月20日
年8月7日
年8月7日
年8月8日
年8月24日
年8月2日
年8月9日
年8月2日
年8月2日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
農林水産部	高岡農林振興センター	平成30年8月28日
同	砺波農林振興センター	平成30年8月29日
司	小矢部川ダム管理事務所	平成30年8月29日
土 木 部	富山新港管理局	平成30年8月28日
出 納 局	検 査 室	平成30年8月8日
司	出 納 課	平成30年8月21日
司	総 務 会 計 課	平成30年8月10日
同	富 山 出 納 室	平成30年8月21日
同	魚 津 出 納 室	平成30年8月21日

(注) 菅沢監査委員及び五十嵐監査委員については、地方自治法第 199条の 2の規定により、議会事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

平成28年度及び平成29年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおか ね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべ き事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

〈〈注意事項〉〉

- ア 過年度支出が生じた。
- イ 支払事務に遅延が生じた。
- ウ 交通事故による損害が生じた。(3箇所)
- エ 備品の登録もれがあった。
- オ 行政財産使用許可に係る使用料に算定誤りがあった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

公立大学法人富山県立大学 (福)富山県社会福祉総合センター (公社)富山県農林水産公社 監査年月日

平成30年8月10日 平成30年8月3日 平成30年8月21日

(2) 監査対象年度

平成29年度

(3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行、出資団体における財務の執行及び公の施 設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められ た。